



第1回 やまぐち部活動改革推進協議会



所管説明

教育庁
教育庁
観光スポーツ文化部

学校安全・体育課
教職員課
スポーツ推進課



山口県 新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針【概要】

令和5年10月



○方針策定の趣旨等

- 少子化が進む中、公立中学校等において、地域によっては部活動の小規模化が進行。団体競技等においては、学校単位の充実した部活動の維持が困難
- 今後は、少子化の中でも、将来にわたり本県の子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保していくことが必要

○めざす姿

- 「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、地域の実情に応じた生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、**体験格差を解消**
- **学校部活動の意義や役割について、地域クラブ活動において継承・発展**
- 地域での多様な体験や様々な世代との交流等を通じた学びなどの**新しい価値が創出されるよう**発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整備

○期待される効果

- 地域の生徒や多世代間との交流を通して、子どもたちの人格形成に寄与
- **多様な種目・分野の経験により**、将来のトップアスリートや文化芸術の専門家等を育成
- 多世代との交流による新たなコミュニティの創出や、活力あるスポーツ・文化環境の構築による**絆の強い地域づくり**
- 学校全体の業務軽減につながり、学校教育の質の向上

※**地域クラブ活動**：学校の教育課程外の活動として、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、社会教育法上の「社会教育」の一環として捉えることができる地域において行われるスポーツ・文化芸術活動

○改革の方向性

- **令和5年度から7年度末までの3年間を改革推進期間**とし、県内全ての市町において、休日の学校部活動の地域連携、または、地域移行に向けた取組を実施。
 - ・ 早期に休日の地域移行が可能な市町については、令和7年度末までの実現をめざす。
 - ・ 移行に時間を要する市町については、先行事例を踏まえた取組や広域連携等により、できるだけ早い時期の実現をめざす。
- 平日の学校部活動の地域移行については、地域の実情に応じて、できることから取り組む。
- 県は、今後の市町の進捗状況及び国の方針等を踏まえて、**改革推進期間終了時期等に、必要に応じて、方針を見直す。**

I. 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき**新たな地域クラブ活動の在り方**を示す。

(主な内容)

- 地域クラブ活動の要件
- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- 行政や関係機関等による協議会などの体制の整備
- 質の高い指導者の確保と、県による人材バンクの整備
- 希望する教員等の円滑な兼職兼業
- 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野等、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- 保護者負担等の軽減に向けた取組を行う市町に対する国の支援方針に沿った県の支援
- 適切な活動時間や休養日を設定
- 公共施設を使用する際の負担軽減・円滑な利用促進

II. 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たな地域クラブ活動等の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方や地域クラブ活動のモデル・イメージ等を示す。

(主な内容)

- 学校部活動の地域連携・地域移行に向けた生徒、保護者、地域の住民等への丁寧な周知・理解の促進
- 本方針を踏まえ、地域の実情に応じた市町の方針の決定
- 関係者からなる協議会等を設置し、地域の実態を把握し、地域クラブ活動等の整備方法等を検討し、実行
- ①市町が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体を取り組む体制など、段階的な体制の整備
 - ※ 地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- 改革推進期間終了時に、進捗状況を評価、分析し、更なるスポーツ・文化芸術環境の充実

III. 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- 大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
 - ※ 日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の指導者が引率できる体制整備
- 県内大会の在り方の見直し（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）
- 開催時期や大会日程など生徒の安全を確保

★ **主として、公立中学校の生徒を対象**

県及び市町の取組について

山口県教育庁 学校安全・体育課

1

県の取組について

2

《県の取組》

○ 部活動改革に係る内容のHP掲載やリーフレット配布による周知・理解の促進

The image displays four informational materials:

- Poster 1 (Left):** "公立中学校において部活動の地域連携・地域移行が進められます。" (Public middle schools will advance regional cooperation and regional transfer of extracurricular activities.) It includes a bar chart showing a decrease in the number of students and a decrease in the number of activities that can be completed. It also mentions the "Yamaguchi Prefecture Sports and Cultural Revitalization Strategy".
- Poster 2 (Middle-Left):** "Q&A" (Q and A) section addressing common questions about regional transfer, such as "What are the reasons for regional transfer?" and "How will regional transfer be implemented?".
- Poster 3 (Middle-Right):** "子どもたちのスポーツ活動機会確保・充実に向けた部活動改革について" (About extracurricular activity reform aimed at ensuring and increasing sports activity opportunities for children.) It details the goals and implementation of the reform.
- Poster 4 (Right):** "部活動地域移行に係る人材バンク及びポータルサイトの開設をしました。" (We have established a human resource bank and a portal site related to regional transfer of extracurricular activities.) It provides information about the new portal site and the human resource bank.

(県所管：学校安全・体育課、義務教育課)

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/site/kyouiku/152594.html>

(県所管：スポーツ推進課・文化振興課)

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/96/168888.html>

3

《県の取組》

○ やまぐち部活動改革セミナーの開催

(県所管：学校安全・体育課、義務教育課)

- ・各市町担当者、公立中学校管理職及びPTAを対象
- ・県の方向性や具体的取組の周知・理解促進

○ 実証事業の実施 (県所管：スポーツ推進課・文化振興課)

国委託事業を活用し、希望する市町において、

- ・関係者との連絡調整
 - ・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
 - ・指導者の確保
 - ・参加費用負担への支援 等
- に関する実証事業を実施

4

《県の取組》

○ 各市町における協議会への参加

(県所管:学校安全・体育課、義務教育課、スポーツ推進課・文化振興課)

各市町における連携体制の構築

○ 公立中学校における部活動指導員の配置

(県所管:学校安全・体育課、義務教育課)

学校部活動の地域連携・地域移行を円滑に推進し、生徒にとって望ましい活動環境の構築及び教員の働き方改革の実現を図るため、技術指導が困難な部活動に対し、専門的な指導や大会への引率等を行う。

5

《県の取組》

○ やまぐち部活動改革応援バンク～スポーツ・文化芸術つなぐNavi～の設置

(県所管:スポーツ推進課)

指導者やクラブ・活動団体などの情報を一元化して提供できる広域人材バンク及びポータルサイトの設置

○ 実技指導等を行う指導者の研修会開催

(県所管:スポーツ推進課)

地域の指導者等に対し、部活動の地域移行に係る指導の在り方、活動の運営等に関する研修を行い、指導者の資質維持・向上

6

市町の取組について

7

《市町の取組》

県の改革の方向性

- 令和5年度から7年度末までの3年間を改革推進期間とし、県内全ての市町において、休日の学校部活動の地域連携、または、地域移行に向けた取組を実施
 - ・早期に休日の地域移行が可能な市町については、令和7年度末までの実現をめざす。
 - ・移行に時間を要する市町については、先行事例を踏まえた取組や広域連携等により、できるだけ早い時期の実現をめざす。
- 平日の学校部活動の地域移行については、地域の実情に応じて、できるところから取り組む。
- 今後の国の方針や市町の進捗状況等を踏まえて、改革推進期間終了時期等に、県は必要に応じて、方針を見直す。

地域の実情に応じた取組

8

《市町の取組》

協議会の設置

① 既に設置した	19
② 設置していない	0

令和6年度の保護者・競技団体等説明会の開催

① 既に開催した	11
② 今年度中に開催を予定	3
③ 今後、開催を検討	5

9

《市町の取組》

組織体制

① 学校教育所管課が主管	2
② 地域スポーツ・文化所管課が主管	3
③ 改革推進室等を設置・所管	7
④ ①②相互が業務分担し共管	5
⑤ その他	2

方針等の策定状況

① 策定済	11
② 今年度中に策定予定	6
③ 令和7年度以降に策定予定	1
④ その他	1

10

《市町の取組》

中学校の地域連携・地域移行の取組

① 学校部活動の全部、または、一部において地域連携の取組を実施	6
② 学校部活動の全部、または、一部において地域クラブ活動への移行の取組を実施	7
③ ①②の取組を併行して実施	3
④ 実施していない	3

11

《市町の取組》

改革の実現に向けた具体的方策

【主な内容】

- 地域連携に向けた部活動指導員・外部指導者の配置
- 事務局を設置した仕組みづくりの実施
- 競技団体モデル事業を実施
- 地域移行の時期の明確化
- 運営団体および実施主体の整備
- 準備が整った競技から地域クラブ活動へ段階的に移行
- 学校部活動の段階的な縮小
- 学校の実情に応じた平日も含めた地域移行の検討

12

部活動の地域移行に係る各市町の取組・進捗状況①(R6.6時点)

	協議会の設置		競技団体等への説明会の開催 (R6)			関係部局等との組織体制					方針等 推進方針等 策定状況				改革の 方向性				実証事業	中学校における 地域連携 への取組状況					
	①設置済	②未設置	①開催済	②今後開催予定	③今後開催を検討	①学校教育主管	②地域スポーツ・文化主管	③改革推進室等を設置・所管	④共管(①②相互が業務分担)	⑤その他	①策定済	②R6中に策定予定	③R7以降に策定予定	④その他	まずは、平日・休日の地域移行(予定を含む)	まずは、休日の地域移行	地域連携・地域移行	協議・検討が必要		①地域スポーツクラブ	②地域文化クラブ	③地域連携・地域移行	④実施していない		
下関市	○				○				○			○			○				○	◎		○			
宇部市	○		○						○		○							○	◎			○			
山口市	○			○				○			○				○				○	◎			○		
萩市	○		○					○			○				○				○	◎			○		
防府市	○			○		○					○				○				○	○			○		
下松市	○		○					○			○				○								○		
岩国市	○				○			○			○			○										○	
光市	○				○			○					○		○				◎				○		
長門市	○		○					○			○				○				◎					○	
柳井市	○		○				○				○						○					○			
美祢市	○		○					○			○				○				○	○			○		
周南市	○		○						○		○								○	○			○		
山陽小野田市	○			○				○			○						○					○			
周防大島町	○		○					○			○						○						○		
和木町	○				○			○			○						○					○			
上関町	○		○						○		○				○							○			
田布施町	○				○	○					○				○								○		
平生町	○		○				○				○				○							○			
阿武町	○		○				○				○				○									○	
計	19	0	11	3	5	2	3	7	5	2	11	6	1	1	4	10	0	3	2	9	5	6	7	3	3

<備考>

- (1) 協議会の設置 ⇒ 19市町で設置
 (2) 令和6年度説明会の開催 ⇒ 11市町で既に開会 3市町で今年度中に開催予定 5市町で今後開催を検討
 (3) 関係部局等との組織体制

- ・7市町：部活動改革推進室や地域クラブ推進室等を設置し、業務を担っている。(※設置部局は、様々)
- ・和木町：社会教育関係課が中心となり、教育委員会関係部局全体が主管
- ・上関町：生涯学習課が担当し、社会教育主事とスポーツ担当が連携して行っている

(4) 方針等の策定状況

○ 方針等名称

12市町において、県方針を踏まえた市町方針等を策定(※案を含む)

(例)

- ・宇部市：「宇部市地域クラブ設立の手引き」、「宇部市立中学校部活動及び地域クラブ活動運営方針」(R5.12月)
- ・山口市：「山口市中学校部活動の地域クラブ活動への移行に関する推進方針」(R6.3月)
- ・下松市：「下松市地域クラブ活動推進プラン」(R6.3月)
- ・岩国市：「岩国市学校部活動の地域移行に向けた取組方針(初版)」(R6.3月)
- ・光市：「光市中学校部活動の地域移行に係る基本的な考え方」(R5.12月改正)
- ・長門市：「長門市中学校部活動地域移行の体制等の素案」(R5.10月)
- ・美祢市：「美祢市地域クラブ活動に関する推進指針」(R6.3月)
- ・周南市：「周南市地域クラブに係る方針」(R5.10月)
- ・周防大島町：「周防大島町地域クラブ活動ガイドライン」(R6.1月)
- ・田布施町：「田布施町 新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」(R6.2月)
- ・平生町：平生町新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針(R6.3月)
- ・阿武町：「阿武町における中学校部活動の地域移行に向けて」(R6.3月)

(5) 令和6年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業及び地域文化クラブ活動への移行に向けた実証事業への取組

※ ○・・・令和5年度より ◎・・・令和6年度新規自治体(※予定を含む)

(6) 特色のある取組

- ・しゅうなんコミュニティクラブ：13中学校区に、それぞれ1つずつのクラブを設置し、放課後の時間帯に、中学生が学校に集まり、自分たちで話し合って計画し、地域の中で多世代と活動する。(周南市)
- ・萩市CS1プロジェクト：中学校区のコミュニティに、小中一貫指導を行う1つのクラブの設立により、生活圏内で、活動できる環境の構築にむけた機運を高める。コミュニティの指導者やニーズにあった活動を期待している。(萩市)

部活動の地域移行に係る各市町の取組・進捗状況②(R6.6時点)

市町	改革の方向性
下関市	○休日は、令和8年度末までに、全ての学校部活動を地域へ移行することをめざす。 ○平日は、学校の実情に応じて、学校部活動の地域と連携した活動や地域移行に取り組む。
宇部市	○明確な移行目標時期は設定していないが、関係団体との協議・調整を行い、個別に丁寧な推進を図る。
山口市	○学校部活動で行われている種目等の活動機会の確保に努め、令和8年度から平日と休日の学校部活動を地域クラブ活動へ移行させることとする。
萩市	○令和8年8月をもって萩市内の学校部活動を廃止し、地域クラブ活動に移行。
防府市	○令和7年度末までに学校部活動（平日及び休日）の地域移行をめざし、令和8年度から地域クラブ活動を完全実施する。
下松市	○令和7年度までを「移行推進期間」とし、学校部活動の段階的な縮小を踏まえて、地域移行に向けた取組を進めていく。 ○学校部活動の活動日は、令和6年度中に週4日（平日3日、休日1日）以内、令和7年度中に週3日（平日2日、休日1日）以内、令和8年度以降は原則週2日（平日のみ）以内の活動とする。
岩国市	○令和6年度から段階的に学校部活動を縮小していく。 （例）平日の総下校時刻：令和6年度17：30、令和7年度17：00、令和8年度16：45 ○令和7年度から、可能なところから地域移行を開始する。 ○令和8年度末までは、学校部活動を継続する（令和9年度以降は未定）。
光市	○国の示す「改革推進期間（令和5年度から令和7年度）」の3年間を目途に、地域スポーツ・文化芸術環境整備のための取組を重点的にを行い、令和8年度中の学校部活動の地域移行の実現を目指す。なお、学校部活動の地域移行は、平日、休日の区分なく行うこととする。 ○学校部活動については令和7年度末をもって終了することを基本とするが、令和8年度に中学校3年生になる生徒が所属する学校部活動の終了時期については、各学校等の実情によるものとする。
長門市	○令和7年8月をもって平日・休日ともに学校部活動を廃止し、市営の地域クラブ活動への移行を目指す。 ※素案策定時に報道機関に公表済
柳井市	○令和6年度は、休日の学校部活動について、部活動指導員及び外部指導者を配置し地域連携を進める。 ○令和7年度は、部活動指導員及び外部指導者が平日も含めて学校部活動を指導できるよう努める。 ○令和8年度には、学校部活動を地域クラブ活動への移行を検討する。
美祢市	○令和5年10月以降種目ごとに段階的に休日における部活動を地域クラブ活動に移行し、令和6年度7月をもってすべての種目（10種目）における休日の地域クラブ活動への移行を完了する予定である。 ○令和7年度の新チーム以降は、学校部活動を廃止し、平日も含めた地域クラブ活動への完全移行をめざしている。
周南市	○令和8年度からの周南市地域クラブの開始をめざす。 ・全ての年代の方を対象とした周南市地域クラブを行う。 ・平日、休日を一体として周南市地域クラブを行う。 ○文化・スポーツそれぞれに事務局を設置した仕組みづくりを行う。 ○周南市地域クラブは、令和8年度からの完全実施をめざす。令和8年度の中学3年生の最後の大会、発表会までは、学校の実状に応じて学校部活動を継続できる。

部活動の地域移行に係る各市町の取組・進捗状況②(R6.6時点)

市町	改革の方向性
山陽小野田市	<ul style="list-style-type: none"> ○令和8年4月をもって休日の学校部活動を廃止し、地域クラブ活動に移行をめざす。 ○体制が整備できた競技から、平日も並行して地域クラブ活動に移行する。
周防大島町	<ul style="list-style-type: none"> ○令和8年度4月をもって休日の学校部活動を地域連携・地域移行を実施。
和木町	<ul style="list-style-type: none"> ○令和8年度を目途に学校部活動の地域への移行を目指している。
上関町	<ul style="list-style-type: none"> ○令和6年度の9月から地域クラブの指導員が主体となって指導を行っていく。 ○コーチ資格者を養成し、令和8年度地域クラブとしての連盟登録を目指している。
田布施町	<ul style="list-style-type: none"> ○令和8年4月から休日の学校部活動を地域移行していくため、外部指導者の確保と受け入れ団体の交渉をしている。
平生町	<ul style="list-style-type: none"> ○令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間とし、休日の学校部活動の地域移行に取り組む。 ○まずは、部活動指導員を適切に配置し、休日の部活動指導員の単独指導を推進することで、学校部活動の地域連携に取り組む。 ○同時に、地域移行後の体制として、地域クラブ活動を統括する運営団体および個別の地域クラブ活動を実際に行う実施主体の整備に取り組み、できる部活動種目から段階的に地域クラブ活動へと移行する。
阿武町	<ul style="list-style-type: none"> ○令和7年度末までに休日の部活動を廃止し、令和8年度に3年生が引退した時点で平日も含めて地域への完全移行を完了させる。 ○中学校、小学校のPTA総会や町のスポーツ推進委員協議会、町の広報誌等をとおして、保護者や地域住民への周知を図っている。

兼職兼業について

山口県教育庁 教職員課

1

《教職員が従事する場合の取扱いについて》

○文部科学省「教師等の兼職兼業について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/mext_02032.html

公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の
兼職兼業について（手引き）



公立学校の教師等が
地域クラブ活動に従事する場合の
兼職兼業について

文部科学省 初等中等教育局 初等中等教育企画課
スポーツ庁 地域スポーツ課
文化庁 参事官（芸術文化担当）付

2

《教職員が従事する場合の取扱いについて》

【参考】勤務時間内外、報酬等の有無別の整理

		報酬	
		有	無
勤務時間	内	× 従事不可	△ 職務専念義務の免除の承認を受けた場合 従事可
	外	△ <u>許可基準に基づき、</u> <u>営利企業への従事が</u> <u>許可された場合従事可</u>	◎ 従事可 (許可不要)

※いずれの場合も、校長への事前相談が必要

3

《教職員が従事する場合の取扱いについて》

勤務時間外における教職員の地域クラブ活動への
従事等の取扱いについて（令4教職第898号）

1 許可基準

- (1) 依頼元や従事形態等について教職員の公務に対する信頼が確保されていること
- (2) 勤務や部活動と実質的に区分けされていること
- (3) 教職員の健康及び福祉の確保が図られていること
- (4) その他、学校業務の遂行に支障が出ないこと

4

《教職員が従事する場合の取扱いについて》

I 許可基準

- (1) 依頼元や従事形態等について教職員の公務に対する信頼が確保されていること
- 事業内容や雇用形態、期間や業務内容、報酬の多寡等の態様が社会通念上適当であることが必要
- (2) 勤務や部活動と実質的に分けられていること
- 地域クラブ活動の指揮命令系統、実施場所、指導体制、活動形態、活動内容等が、実質的に学校の業務と分けられていることが必要
 - ※ 児童生徒の学びの保障などの学校や教職員等の本務に支障がない場合に限り、地方公務員法第35条に基づく職務専念義務の免除の承認を受けて、勤務時間内に従事することは可能

5

《教職員が従事する場合の取扱いについて》

I 許可基準

- (3) 教職員の健康及び福祉の確保が図られていること
- 時間外在校等時間と営利企業への従事等の合計時間が、単月100時間未満、複数月平均80時間以内となることが見込まれることが必要（目安は45時間以内）
- (4) その他、学校業務の遂行に支障が出ないこと
- 児童生徒の学びの保障などの学校や教職員の本務に支障がないことが必要
 - 地域クラブ活動に従事する予定であった時間に、教職員としての勤務が急遽必要となった場合には、教職員としての勤務に当たることができることが必要

6

令和6年度第1回やまぐち部活動改革
推進協議会

部活動改革の着実な推進にむけて

令和6年7月30日（火）
山口県観光スポーツ文化部
スポーツ推進課

1

所管説明事項

地域移行体制の構築に対する支援

2

所管説明事項

○説明項目

令和6年度地域移行体制の構築に対する支援

(1)地域クラブ活動体制整備事業(国の実証事業)の活用

(2)指導者研修会の開催

(3)人材バンク及びポータルサイトの設置・運用

3

所管説明事項

(1)地域クラブ活動体制整備事業(国の実証事業)の活用

4

(1)地域クラブ活動体制整備事業(国の実証事業)の活用

○ 昨年度は6市において行った国の実証事業を、今年度はスポーツ活動9市(予定を含む)、文化芸術活動5市に委託し、課題の検証や成果の普及など、円滑な部活動の地域移行に向けた取組を支援。

- ・市が運営団体となり、学校施設を活用した活動体制の実施
- ・地域の団体等を活用した子どもたちの活動
- ・学校部活動との競合を避けながら、総括運営団体と実施主体、派生クラブの実施・検証
- ・保護者、関係者等を対象に部活動地域移行に向けた周知
- ・生徒の移動手段や参加費などの受益者負担などの実証



各市の実情を踏まえた特色ある取組を展開



5

所管説明事項

(2)指導者研修会の開催

6

(2)指導者研修会の開催

山口県部活動の地域連携・地域移行に係る指導者研修会の開催

○目的

地域の指導者等に対し、中学生の発達特性を考慮した望ましい指導の在り方やクラブを運営する上での学校との連携の在り方等に関する研修を行い、指導者の資質の維持・向上を図る。

○昨年度の参加者

104名（スポーツ・文化芸術活動関係・行政担当者）



(2)指導者研修会の開催

○内容項目

地域スポーツクラブ活動  スポーツ庁 JAPAN SPORTS AGENCY
アドバイザー事務局より講師を派遣

1日目 ※集合研修（予定）	2日目 ※県内複数会場及びオンライン（予定）
◇ 地域スポーツを取り巻く環境の変化と中学校の部活動地域移行	◇ ジュニア期のスポーツ活動におけるコンプライアンスの遵守と心構え等
◇ クラブの運営と全国的な実践事例	◇ メンタルサポートとけが予防等
◇ 学校部活動及び新たな地域クラブの在り方等に関する方針や則った活動及び中学生の心と体	◇ 緊急時の対応（救命救急）
◇ 事故防止と危機管理の対応	

※ 昨年度の実績を踏まえ、内容や開催時期、開催方法は検討中

(3)人材バンク及びポータルサイトの設置・運用

(3)人材バンク及びポータルサイトの設置・運用

やまぐち部活動改革応援バンク ～スポーツ・文化芸術つなぐNAVI～の設置・運用

○趣旨・目的

学校部活動の地域移行が円滑に進むよう、指導者やクラブ・活動団体などの情報を一元化して提供することにより、指導者とスポーツクラブ・文化芸術団体等とのマッチングを可能とし、中学生期のスポーツ・文化芸術環境の体制整備のため、ウェブサイトを設置。



サイトの使い方/バンク登録



(3)人材バンク及びポータルサイトの設置・運用

☛ サイトの設置、システム構築において…

- ◆ 中学生が、ニーズに応じて、安全安心にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保すること
- ◆ 市町と連携し、地域クラブ活動をはじめ、円滑な部活動の地域移行のため、指導者や活動団体の確保支援につなげること
- ◆ 指導者や活動団体の登録が多くあり、サイト内が活性化するように登録促進に努めること

11

(3)人材バンク及びポータルサイトの設置・運用

○サイトの利用対象・イメージ



サイトURL ⇒ <https://tsunagu-navi.jp/>

12

山口県の部活動地域移行にむけた着実な取組の推進

- 教育委員会、関係部局等の役割分担と一体的な取組が必須
- 市町、各関係団体等との連携が不可欠

学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像のイメージ

学校部活動

【位置付け】学校教育の一環（教育課程外）

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

学校部活動の地域連携

■ 合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	部活動指導員等、関係校の教師 <small>(※アスリート・アテイスト等の人材を含む)</small>
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

各自治体における 検討・協議・実践

- 少子化の中、持続可能な体制にする必要
(学校や地域によっては存続が厳しい)
- 地域の実情に応じた段階的な体制整備

地域の実情に応じ、
当面は併存

休日の地域クラブ活動

【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動
(法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術)

■ 地域の多様な主体が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

運営団体・実施主体	① 地方公共団体（※複数地方公共団体の連携を含む） ② 多様な組織・団体（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、アローム、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等）
指導者	地域の指導者（一部教師の兼職兼業）
参加者	地域の生徒（※他の世代と一緒に参画する場合を含む）
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等が有する施設
費用	可能な限り低廉な会費＋用具、交通費等の実費
補償	各種保険等

活動体制

市町、区、村、学区、学区教育委員会、学区教育委員会、学区教育委員会、学区教育委員会

運営団体・実施主体例

- 総合型地域スポーツクラブ
- スポーツ少年団
- 文化芸術団体
- スポーツ協会
- 競技団体
- 入学
- アローム
- 民間事業者

中学校

活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有・管理責任の明確化等

※市町町村が自ら運営団体となることもある。